

第4回 河川法改正20年 多自然川づくり推進委員会 議事要旨

平成29年5月10日(水) 15:00~16:45

中央合同庁舎3号館1階A会議室

【出席者(学識委員)】

山岸哲委員長、
池内幸司委員、高村典子委員、谷田一三委員、
辻本哲郎委員、中村太士委員、百武ひろ子委員

【議論(要旨)】

- 資料1-1、1-2 河川法改正20年多自然川づくり推進委員会提言(案)等
- <2. 多自然川づくりの現状(1)前回提言への対応状況>
 - ・大局的な流れの中で、突然、未だ河床幅の狭い事例や景観への配慮がなされていない事例との細やかな記載が出てきており、違和感がある。
 - ・最後にできなかったことが記載されているが、何が足りなかったかということに焦点をあてる必要があるのではないか。例えば、データは蓄積されているが評価ができていないのであれば、土木研究所などの研究機関が集中的に実施することも考えられる。
- <2. 多自然川づくりの現状(2)河川環境のマクロ評価>
 - ・「3. (1)多自然川づくりの目標設定」のところで、多自然川づくりの効果と河川水辺の国勢調査などの調査結果を結び付けることができるような仕組みを検討していくことが必要と書いてあるのだから、この箇所に、両者が結び付いていないことを記載する必要があるのではないか。
- <3. 多自然川づくりの課題(3)多自然川づくりの持続性>
 - ・「持続性」という言葉が何を意味しているのかわかりにくい。また、何をしようとしているのかが見えないので一般の方には伝わりにくいのではないか。この記載内容からは人間が管理していかなければだめだという主張を感じるが、一方で別の箇所では、河川自身の作用により維持管理という記載もあり、この箇所に記載しないこととのアンバランスが気になる。
 - ・維持管理が重要なのはわかるが、改修や災害復旧などの工事にも触れておく必要があるのではないか。

< 3. 多自然川づくりの課題(4)日本の河川環境の将来像 >

- ・ オーバーユース、アンダーユースという人間が手をかけるものについては記載しているが、流量・流砂の歴史的変化などについて記載されておらず、どのように対応していくのかが見えない。
- ・ 森林は完全な民有ではないので記載ぶりに注意が必要である。

< 4. 対応方針(1)目標の設定 >

- ・ 河川環境の目標設定の考え方について、注書きで詳細に内容が記載されているが、このように記載するとこの手法しかないような誤解を受ける可能性がある。一つの手法として重要と思うが、いろいろな手法を検討すべきではないか。
- ・ 細かな手法だけでなく、全体的に見ていく仕組みの検討もお願いしたい。
- ・ インパクトレスポンスの連鎖について記載されていないことが気になる。また、最近PDCAという言葉が使われるが、仮説をおいてもものを見ることについて記載する必要があるのではないか。ここでリファレンスは、より良きものを手本にするという使われ方をしているが、自然科学でのリファレンスと意味合いが異なっているので、このように用いるのがよいのか気になる。流域について記載されているが、その前に、地先で行っている多自然川づくりが、セグメント、水系の中でどのような意味を持つのかという部分が抜けている。
- ・ 流域での多自然川づくりの評価をどのように行うかは悩ましい。
- ・ いろいろな機能が河川に求められる中で多自然川づくりだけでいい川づくりができるのか。

→川の中が特定の一箇所だけで生物豊かで、子どもが遊べて、ゆとりのある空間でと全て実現させることを目指すことが答えではない。川は上流から下流までつながっているが、各々の場所で目標がありうる。その中でも今回の委員会では専門性を要する生物に着目してご議論いただいているが、人の利活用等を排除しているわけではなく、目標設定についても、川は人の利用も含めて本来いろいろな機能がある中で、ここでは河川生態系についての目標設定を記載したということがわかるようにしたい。

- ・ 目標は2つのレベルがあり、自然環境からみた目標以外に治水、利水や人との関わり等からみた目標もあり、現実的な目標は、自然環境からだけではなく治水、利水、人との関わりについても考えた上で、目標設定をする必要があるので、全体の概念をしっかり記載したほうがよい。

< 4. 対応方針(2)環境管理の徹底 >

- ・管理を適正に実施としているが、樹林の管理だけなのか、何をしようとしているのかがわかりにくい。「環境管理」という言葉が強すぎるように感じる。今後はできるだけ自然に任せていくという議論が消えてしまっているように感じる。自然の状態で維持できるようにすることをまずは目指し、その上で維持できない部分に人間がどう関わるかという議論をすべきではないか。
- ・日常的な現場における河川管理の中で河川環境の管理を徹底するとしているが、人口減少の中で、管理を徹底していくことができるのか。なるべく自然に任せ、維持管理に手をかけないことを考えていくべきではないか。
- ・多自然川づくりは河川改修に伴い行っていたが、日常の維持管理にどう結び付けるのかについて具体像が見えないと一般の方にはわかりにくい。樹木伐採であればわかるが、それ以外にどのようなことを考えているのか。
→中小河川の改修での多自然川づくりはメニュー化されているが、維持管理や大河川における多自然川づくりについては具体的に議論がなされていないので、持続性をどう取り込むかをこれから整理していきたい。
- ・河川環境情報図は、地域住民や学識経験者等のヒアリングを経て作成するものとは思いますが、「意見を踏まえた」と単純に記載すると誤解をまねくのではないか。
- ・中小河川で、河川環境情報図がないところは、地域の方にここが重要だということを書いて残していくことが必要ではないか。
- ・中小河川についても聞いた情報を図化することが重要である。詳細な調査に基づくものではなく聞き取り情報が主体であるなどレベルが異なってもよいので、中小河川版の河川環境情報図を作ってはどうか。

< 4. 対応方針(3)技術の向上 >

- ・多自然川づくりを評価するために、場合によっては現在の河川水辺の国勢調査を変えていくことも考えられる。
- ・河川水辺の国勢調査の分析ではなかなか多自然川づくりの効果が表れなかったのは、多自然川づくりが戦略的に行われなかったからかもしれない。河川水辺の国勢調査を変えるとより、河川水辺の国勢調査結果に効果が出るように多自然川づくりを戦略的に行うことが必要である。
- ・多自然川づくりは個別箇所のポイントで行っているものなので、河川水辺の国勢調査で対応するというより、個別のモニタリングが大事なのではないか。
- ・河川水辺の国勢調査は、ひとつのインベントリーであり、モニタリングのような評価のためのスキームには元々なっていない。河川水辺の国勢調査を変えてしまうと、

これまで蓄積したものが保持できなくなる。予算が少ない中で、インベントリーとモニタリングのバランスをどうするかを検討する必要がある。

- ・河川水辺の国勢調査にあわせてモニタリングを行う方法もある。
- ・河川生態学術研究の中で、多自然川づくりを河川横断的に評価する研究があってもよいのではないか。

< 4. 対応方針(4)人材の育成 >

- ・人材育成も仕組みが重要なので、しっかり検討いただきたい。
- ・環境と治水のトレードオフについて、例えば、引堤などは環境と治水の両方に効果が出るはずなので、そのことがわかるようにできるとよい。

< 4. 対応方針(6) 変化を踏まえた将来の河川像の検討 >

- ・山の変化による土砂の流出などもあるので、「流域の変化」について記載するかどうかも含め議論いただきたい。
- ・土地利用そのものについてもよく考えていく必要がある。
- ・気候変動により将来の川の姿がどうなるかわからないので、モニタリングをすることが必要ではないか。

< 全体 >

- ・課題と対応の関係をわかりやすく整理し、全体の整合性を図ることが重要である。また、今までも河川砂防技術基準等を実施すべきことは記載されているが、現場で実行できていないので、現場が動く仕組みをこの段階で位置づけるべきではないか。仕組みはところどころに記載されているがまとまった項目がない。また、川は立体的なものであり、時間的にも動く、4次元のものなので、そのことを意識したほうがよい。
- ・提言について、その作業に入る前にまず全体の構造図を用いた議論をすべきだったのではないか。

●資料2 提言（案）に対する意見募集（案）

- ・今回の委員会に事務局案として提示された提言（案）に対して意見募集を行うことについて了承する。
- ・了承するが、事務局案をそのまま意見募集しなければならないような日程設定には無理があった。事務局と委員との個別のやりとりは事務的にあって良いが、この委員会で各委員がそろって議論することこそが重要であり、そのことを形骸化しないよう指摘しておく。

以上